

2009年度 政策制度要請 埼玉県回答

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- A：完結
- B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △-B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △-C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×-B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×-C：現状では無理と判断。

○-A： 7項目 ○-B： 8項目 △-B：10項目 △-C： 項目 ×-B： 4項目 ×-C： 1項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 地域経済の持続的な成長と雇用創出の観点から、中小企業活性化にむけて以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 各企業で培われた高い技能・技術・ノウハウを持つOB人材を、中小企業の技術・技能の継承や発展に活かせるよう、その支援機能（事業）を強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県は製造業を中心に卸小売業・サービス業など多種多様な産業が集積しており、全事業所の99%占める中小企業が地域経済のけん引役を担っている。事業革新や経営安定にむけた支援、新たな産業の創出や創業・ベンチャー支援、また、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や団塊世代の大量退職などによって、特に懸念される中小企業の人材不足、製造現場における技術・技能の継承や若者の「ものづくり離れ」への対応など、総合的な支援が求められる。</p>	<p style="text-align: center;"><産業労働部 産業人材育成課></p> <p>中小企業における技能継承や技能向上を支援するため、県では平成18年度から技能の達人継承事業を実施しています。高度な技能を有する企業OB等を登録し、技能向上のための指導者不足等で困っている中小企業の要請を受けて、当該企業等に赴き従業員に指導を行っています。</p> <p>また、新現役チャレンジ支援事業の県内実施主体である財団法人埼玉県中小企業振興公社等との連携を強化し、より効果的・効率的にOB人材を活用した中小企業支援が図れるよう取り組みます。</p>	<p>(1) ○-B</p> <p>OBの登録や指導の状況など、中小企業の要請（ニーズ）とその対応について（マッチング）、今後の取り組みと実績を注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(1) 県は、産業界・教育界・行政（国・県）などが連携して、学校教育から在職段階までのライフステージに応じた産業人材育成総合支援に取り組むために「産業人材育成プラットフォーム」を構築し、関係機関との連携を強化するために「産業人材育成推進会議」を設置した。その支援事業としてOB人材活用による「技術向上・技能継承支援」も取り上げている。</p> <p>技術向上・技能継承においては、ここ数年で大量退職する団塊世代にその役割が期待されているが、関東経済産業局は新たに地域経済産業政策・中小企業対策として、中堅企業以上で勤務した団塊世代で中小企業支援を希望する人材とのマッチング事業（新現役チャレンジ支援事業）に取り組むが、「産業人材育成推進会議」など通じた県との連携によって、団塊世代などOB人材の具体的な中小企業支援機能の構築と強化が望まれる。</p> <p>(2) 産官学連携による「新たな産業の創造」に積極的に取り組むとともに、新たな産業や新分野の事業展開にあたって、地域特性に即した経営安定化と持続的な成長にむけた支援をおこなうために、地域金融機関や労働組合が参画する地域活性化策を検討する場として「産業振興協議会（仮称）」などを設けること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(2) 市場ニーズの変化、原油・原材料価格の高騰など、中小企業の経営環境はめまぐるしく変化する。企業が成長・発展していくためには、変化に対応した付加価値の高い技術や製品・サービスの提供、ニーズに即した新分野・新事業の開拓が求められるが、事業展開に当たっては、円滑な資金調達、販路の開拓や人材確保なども不可欠である。</p> <p>地域金融機関が、地域の産業、企業、資源に関する情報を収集・蓄積して共同で中小企業向け商品開発支</p>	<p><産業労働部 新産業育成課></p> <p>平成18年6月に、産学官交流・連携の拠点として中小企業の産学連携に関する相談にワンストップで対応できる「産学連携支援センター埼玉」を開設し、総合的支援を行っています。</p> <p>産学連携支援センター埼玉は、中小企業等の新製品・新技術開発等に関する技術相談や研究開発資金に関する相談を始め、具体的な研究開発テーマに対し、気軽に相談できる窓口として、さいたま市と共同して北与野駅前アルーサA館（新都心ビジネス交流プラザ内）に開設しました。</p> <p>産学連携の徹底した「つなぎ役」として、中小企業のあらゆる相談に応じて、広く大学や研究機関から研究者を探し、両者を結びつけるような総合相談を行っています。</p> <p>また、今後の成長分野や本県の産業構造の特性などを踏まえ、産学官の力を結集して、イノベーション（技術革新）を生み出すネットワークを構築し、新技術・新産業の創出を目指しています。</p> <p>ネットワークは、研究開発型拠点（埼玉大学、SKIPシティ（</p>	<p>(2) △-B</p> <p>産官学連携による「新たな産業の創造」に向けた取り組みについては、今後の状況、実績を確認していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>援を行うなどの動きも見られるが、自治体・教育機関・産業界などの連携に加え、地域経済の金融を司る地域金融機関や組織的・人的ネットワークを持つ労働組合が参画する、地域活性化・中小企業支援のネットワーク構築によって、総合的かつ効果的な中小企業支援が望まれる。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めること。および埼玉県内の製造業・サービス流通業が人材確保に苦勞していることを考慮し、産業界・教育局と連携し小中学生での就業体験や高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。</p> <p><要請の根拠> 高校卒業生への求人倍率は約 1.7 倍と高い状況であるが、職種によるばらつきが大きく、建設・製造やサー</p>	<p>産業技術総合センター)、本庄国際リサーチパーク、理化学研究所)を中心とし、県が産と学とのつなぎ役となって新技術・新製品の創出プロジェクトに取り組むものです。</p> <p>プロジェクトは、バイオ、オプト(光学)、環境(資源循環)、医療・福祉機器などの分野における先導的な産学官共同研究を通じて、新技術、新産業の創出や新たな産業集積につなげていきます。</p> <p><産業労働部 産業労働政策課> 社会経済情勢や雇用情勢の変化に対応するために平成19年2月に策定した「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」に基づき、本県の強みを活かした産業施策・労働施策を推進しています。</p> <p>現在のところ「産業振興協議会」のような組織を設置する予定はありませんが、例えば、産業人材を育成するために産業界・労働界・教育界・行政などが連携して構築した「産業人材育成プラットフォーム」、働く人全体の所得を引き上げ、格差の固定化を防ぐことを目的とした「埼玉県成長力底上げ戦略推進円卓会議」など、様々な団体・機関の御意見を伺う機会を生かしながら施策を実施しております。</p> <p>特に、中小企業振興に当たっては、県内企業や地域金融機関との意見交換等を通じた現場の声を聴くことが重要と考えますので、引き続き、こうした生の意見や要望を伺いながら、施策を進めてまいります。</p> <p><産業労働部 就業支援課> 若年者の就業意識の醸成を図るため、ヤングキャリアセンター埼玉において、中学・高校・大学への出前講座や、高校生対象の職場見学会などを実施しています。</p> <p>また、求職者が適切な職業選択ができるよう、企業の担当者等がその業界のことを詳しく説明する「業界セミナー」や、中小企業の魅力を伝える「企業研究セミナー」などを開催しています。</p> <p>ヤングキャリアセンター埼玉では、今年度、センターの支援機能</p>	<p>経営安定化に向けた金融や人材の確保・安定化支援など、地域におけるネットワークの効果的活用策については、今後の推移を見守っていく。</p> <p>△-B 現状の厳しい就職状況から、人材確保の観点ではなく、就業支援に重点を置いた施策の要請が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ビス業は募集しても人が集まらないのが現状である。県内の産業競争力を強化させていくためには、技能・技術の伝承が不可欠であり、ものづくりの楽しさやサービス流通業界の面白さを早いうちから体験することで将来につなげる必要があると考える。埼玉県が多くを占める中小企業の活性化や発展を目指した業界と連携を図った、新たなインターンシップ制度の確立が求められている。</p>	<p>の強化を図り、人材不足に悩む企業と正社員を希望する若者とを積極的に結びつけています。</p> <p>企業10社と若者30人が気軽に交流する「仕事出会いフェア」については、昨年4回から年10回開催とし、企業が若者に直接PRできる機会を拡充しています。</p> <p>このほか、高校生対象の合同企業説明会や若年者対象の合同企業面接会を実施するなど、企業と若者との出会いの場を提供しています。</p> <p>さらに、企業向けサービスとして、企業を直接訪問する「企業情報相談員」を3名配置し、求人票では得られない企業の採用情報を収集して若者に紹介するなど、企業の人材確保支援に努めています。</p> <p>平成21年度においては、企業との交流会・面接会を更に拡充するとともに、求職者に企業情報を分かりやすく提供する専門員を配置するなど、企業の人材確保を支援します。</p> <p><教育局 義務教育指導課> 小学校におきましては、職場見学や働く人へインタビューなどを通して、身のまわりの仕事への関心・意欲の向上を図っています。 中学校におきましては、現在98%の中学校で3日間程度の職場体験学習を実施しています。現在、職場体験学習の内容の充実を図るとともに、5日間実施する学校の増加を目指しています。 また、「産業人材育成プラットフォーム」において、企業や福祉施設等で実施している中学生の職場体験の趣旨を理解いただき、積極的に受け入れていただけるよう協力を依頼しています。 今後も産業界や関係機関と連携を図りながら、小中学校におけるキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観をはぐくんでいきます。</p> <p><教育局 高校教育指導課> インターンシップについては、望ましい勤労観・職業観を育成していく上で、また学習意欲や職業に対する理解、コミュニケーション能力が向上するなど、極めて高い教育効果をもつものと期待され</p>	<p>(○-A) 小中学生についてはほぼ要請に沿ったすすめがされており、評価できる。連合からも構成組織を通じて、企業が協力できる体制作りを臨みたい。</p> <p>(△-B) 小中学生への対応と比べて、少し弱いと感じる。しかしながら来年度の採</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 障がい者授産施設自立支援として、施設の経営能力と付加価値生産能力が向上するような施策をさらに推進すること。また県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを広くPRし受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても、率先して授産施設を利用すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 埼玉県の高賃増計画によって、授産施設の経営能力・付加価値生産性は向上すると考えるが、向上した生産性は販売されなければ収益とはならない。県内企業をはじめさまざまな分野に、県内の授産施設の得意分野をPRするなど販売支援にも取り組む必要がある。あわせて授産施設の製品を埼玉県も率先して利用することが将来の安定生産・販売につながると考える。</p>	<p>ており、これまでも、各学校で推進してまいりました。</p> <p>今後とも、埼玉労働局をはじめ、様々な部局・関係機関等との連携を深め、企業の求める人材の育成に努めるとともに、一人でも多くの高校生の就職希望が実現できるよう、就職支援を進めてまいります。</p> <p><福祉部 障害者福祉課></p> <p>1. 施設の経営能力が向上するような施策</p> <p>施設を対象に中小企業診断士による研修会を実施しました。今後、施設へ経営コンサルタントを派遣し、施設の経営改善を促すこととします。</p> <p>なお、この施策については、平成21年度も実施します。</p> <p>2. 施設の付加価値生産能力が向上するような施策</p> <p>(1) 企業で働く、または働いていた方のキャリアを積極的に活用するため、登録されたサポーターを施設へ派遣し、製造技術の指導、生産方法の改善提案などを提供しております。今後、サポーターの登録数を増やしてまいります。</p> <p>(2) 農業を新たな授産事業とする施設や農業を拡大する施設を選定し、遊休農地リース料や農機具リース料の助成及び地元農業者等による農業技術支援を行いました。</p> <p>なお、この施策については、平成21年度も実施します。</p> <p>(3) 産業団地に立地する多くの企業及びその近隣にあるグループ化した授産施設等を結びつけ、共同で業務の受発注を行うシステムを構築します。</p> <p>3. 県内企業への施設の生産能力や得意分野のPR</p> <p>障害者施設の授産事業を調査し一覧にしたものを埼玉中小企業家同友会に提供しました。</p> <p>今後、県ホームページその他様々な手法により、県内企業に対し、障害者施設の授産事業をPRしてまいります。</p> <p>4. 行政から施設への発注の促進</p> <p>地方自治法施行令の改正により、自治体の障害者支援施設等との随意契約の範囲に役務の提供を受ける契約が追加されたこと</p>	<p>用予定の状況を鑑みると、別の切り口での就業支援が必要と考える。</p> <p>(1) △-B</p> <p>県としても推進していることは回答からうかがえる。景気状況が悪化している中で、授産施設は厳しい状況が続くことが予測される。県や市町村がより率先して発注することと、県民へのさらなるPRを求めていきたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(2) 国の制度を受けて、埼玉県もPRなどに取り組んでいる。サテライトオフィスの企業誘致のみではなく、都内と違い車通勤がしやすいなどのメリットを有効に活用した就労の場の確保と、ITなどを活用した在宅勤務がより行いやすくなるような支援を行い、法定雇用率を少しでも早く守れるように支援を行うことが必要である。</p> <p>(3) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広くPRをすること。また県及び市町村も率先して雇用の確保を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(3) 障がい者雇用率が全都道府県で44位の埼玉県として、法定雇用率を上回るべく施策を行っているが、知的障がい者の雇用には広がっていないと考える。県内の企業で知的障がい者を雇用している企業も増えてきているが、いまだに極めて少数である。どのような仕事があるのかを含めて各企業は判らないことが多く採用にまで踏み込んでいないのが現状である。各企業に事例報告を行うなど、成功事例を共有化し雇用の促進を進めていきたい。また行政が率先して知的</p>	<p>から、県内市町村に対し、障害者施設に対する発注に配慮するよう依頼しました。</p> <p>今後も機会あるごとに市町村に依頼してまいります。</p> <p>なお、県庁内においても、障害者施設への発注を促進するような仕組みを検討しているところです。</p> <p><産業労働部 就業支援課></p> <p>在宅勤務に関しては、国で助成制度を設けて、在宅就労が進むよう支援しています。</p> <p>県でも、企業現場では就労が困難な障害のある方への支援は、重要であると考えております。</p> <p>そこで、在宅就労の助成制度についてパンフレットを作成し、職員が企業訪問する際に持参してPRに努めています。</p> <p>さらに、昨年度は、ご承知のようにIT関係企業を誘致して、サテライトオフィスでの就労ができるよう支援しました。</p> <p>このサテライトオフィスでは、現在15人の障害者の方が生き生きと働いておられます。</p> <p>このような仕組みのサテライトオフィスが県内で展開できるよう、情報の提供など出来る限りの支援を行ってまいります。</p> <p><産業労働部 就業支援課></p> <p>働く障害者の姿を、ボランティアの県民の方にレポートしていただき、県のホームページから発信する「働く障害者のチャレンジストーリー」事業を進めています。</p> <p>既に、13社をレポートし、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者など様々な障害がありながらも、一生懸命働いている方々をご紹介します。</p> <p>これからも、地道に、明るく、生き生きと働いている障害者の方を、一人でも多く、ホームページで紹介するなど情報提供してまいります。</p> <p><総務部 人材課></p> <p>知的障害者の実習については、平成19年度から総務部と産業労</p>	<p>(2) △-B</p> <p>情報提供のみならず、県がもっと率先して推進するように、障がい者への支援策を検討し、再度要請を行いたい。</p> <p>(3) ○-B</p> <p>PR不足の感は拭えないが、進んでいることは評価できる。</p> <p>(△-B)</p> <p>県で率先して受け入</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>障がい者を雇用し、埼玉県全体での推進を加速させる必要がある。</p> <p>3. 一人親家庭における親の就職支援として以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 県内各企業と連携して助成金や税制上の優遇措置を設定するなど、短時間勤務での正社員採用を行いやすい環境にすること。また国の行っている助成金を幅広くPRし、子育てがひと段落した後に、通常勤務に変更できるような制度を促すこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 埼玉県は子育て応援企業の登録など、企業に対して両立支援を推進している最中であるが、各企業ともに従業員が子育てをスタートさせる前提での制度となっているところが多い。現在子育て中でありながら就労を希望している方には、就職することも難しいのが実態である。入社時に短時間勤務を選択し、子育てがひと段落した以降にフルタイムで働ける制度など、柔軟な雇用形態が選択できる対応を県内企業に働きかけが必要である。</p> <p>(2) 子育てなどに起因する、仕事に対するキャリア形成の遅れなどを取り戻せるように、各企業が望むさまざまなスキルやキャリアを醸成できるセミナーなどを、参加しやすい方法で開催すること。</p>	<p>働部が連携し、受入先の拡大及び適職の開拓に取り組んでおります。平成20年度においては福祉部とも連携を図りながら実習の拡大に取り組んでおります。</p> <p>昨年度は、受入課を2課から15課に拡大いたしました。今年度においても、16課で実習を行っております。</p> <p>また、雇用については、今年度から実習の実績をもとに臨時職員としての採用につなげる取組を行っており、総務部及び保健医療部において採用を行いました。</p> <p>今後も民間企業における雇用の促進につながるよう、こうした取組を実施していきたいと考えております。</p> <p><産業労働部 勤労者福祉課></p> <p>県では平成17年6月から子育て応援宣言企業の登録を行っております。この登録制度は、企業のトップに従業員の子育て支援の取組を宣言してもらい、これを県に登録して、企業の実情を踏まえた仕事と子育ての両立支援に取り組んでいただくものです。平成21年2月末現在、1,998社の登録となっています。</p> <p>この子育て応援宣言企業の登録を促進する中で、国で行っている助成金を御案内するとともに、子どもが小さいときは短時間勤務を選択でき、子育てが一段落した段階で通常勤務に変更できるような多様で柔軟な雇用形態が選択できる制度の普及促進を図ってまいります。</p> <p><産業労働部 産業人材育成課></p> <p>母子家庭の母等の雇用促進に資するため、民間教育機関等の委託先を活用し、就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後、就職に必要な知識・技能の習得を図る職業訓練を実施しています。</p>	<p>れていることは高く評価できる。知的障がい者の雇用は、障がい者雇用率の上乗せを決めたときからの課題である。県が率先して進めなければ、市町村や企業の雇用は進まないと考える。さらなる要請を行いたい。</p> <p>(1) ○-A 昨年と違い主旨も理解されてきたと評価する。</p> <p>(2) ○-A 応募人数から盛況であることが確認できる。参加しやすさの表れと</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><要請の根拠> (2) 埼玉県は就職に必要な知識・技能の習得のためにさまざまな職業訓練を行っている。国が始めたジョブカードとの整合性や、企業の望むキャリアなどいろいろな調査・調整が必要であると考え、働きたい人が安心して働くことができるようにセミナーのさらなる充実と、参加しやすさを高める必要がある。</p> <p>4. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員従業員数を増やすとともに、経営自立化に向けた積極的な施策を講ずること。また、経営自立化に向け、関係する市町村と十分な連携をはかること。</p> <p><要請の根拠> 勤労者が意欲を持って働き、能力を十分に発揮するためには、労働条件の改善に加え、勤労者福祉の向上も重</p>	<p>。 訓練内容は、OA事務、経理事務、介護福祉分野などの3か月コースで、子育て中であることを配慮し、訓練場所を各地域に分散するなど参加しやすいコース設定に努めています。</p> <p>【参考】 平成19年度実施状況 OA事務・2級ホームヘルパー・医療事務・介護保険事務の4コース8講座 ①応募者数（定員100人） 140人（応募倍率：1.4倍） ②委託訓練入校者数 103人（母子母枠86人、自立支援プログラム17人） ③就職者数（委託訓練修了3か月時点） 72人（就職率72.7%） 平成20年度実施状況 OA事務・経理事務・介護福祉サービス・医療事務・営業事務の5コース10講座 ①応募者数（定員100人） 181人（応募倍率：1.8倍） ②委託訓練入校者数 105人（母子母枠61人、自立支援プログラム44人） 平成21年度実施予定 OA事務・経理事務・介護福祉サービス・医療事務・営業事務の5コース ・定員100人</p> <p><産業労働部 勤労者福祉課> 全国198団体の中小企業勤労者福祉サービスセンター等を正会員とする社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターでは、会員拡大の取り組みについて情報を収集、好事例を提供するなどの支援のほか、厚生労働省の委託事業「サービスセンター指導援助業務」を受託し、サービスセンターに対する指導援助及びサービスセンターの活性化、自立化、広域化に向け、コンサルタントの活用の</p>	<p>もとれることから評価できる。しかし応募者が多いことや、現行の就職状況を考えると、今後の厳しさも想定できる。より多くのセミナーなどを要請すべきか、検討したい。</p> <p>○-A 将来の方向性を確認しながら、再度検討を行う。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>要である。特に中小企業単独では困難である従業員の福利厚生も、「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の事業を活用することにより、充実した福利厚生を得ることができる。しかし、近年「サービスセンター」の会員従業員数は横ばいであり、さらに平成22年度には国庫補助が終了するなど、「サービスセンター」の経営自立化は喫緊の課題となっている。</p> <p>加えて、「サービスセンター」が提供するサービス内容等に地域差があるなどの課題も提起されており、例えば、県内統一のサービスメニューやサービスの相互利用など、サービス内容のさらなる充実をはかり、会員従業員数増へと結びつける必要があると考える。</p> <p>このような中で、県は「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の施策指標として、「平成23年度末、会員従業員数40,000人」の目標値を掲げており、この目標値の達成は、今後の「サービスセンター」の経営自立化には不可欠であり、積極的な取り組みが求められている。</p> <p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. ノーマライゼーションの実現に向けて、「障害者自立支援法」の施行による市町村における地域間格差が生じないように、市町村に対し適切に指導するとともに、必要に応じた財政的支援を行うこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>障がい者の自立支援と社会参加の観点から、本来障がい者が居住する地域によって大きな格差が生じることは好ましくないと考える。しかしながら、実態として市町村において障がい者の自己負担や経営難の施設に対する補助の有無が自治体によって区々な現状であり、市町村に対し指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として行うべきである。</p> <p>埼玉県は平成20年度予算の中にも障がい者に対す</p>	<p>ほか、サービスセンターの事業共同化の推進事業を行っています。</p> <p>サービスセンターの全国団体において、このような具体的な取り組みが進んでいることから、県内のサービスセンターに積極的に活用していただくとともに、自立化に向けた事業を支援するため、当該自治体と必要な調整及び助言指導を行ってまいります。</p> <p>なお、現行の公益法人制度を抜本的に変える、公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日から全面的に施行されます。</p> <p>現行の公益法人は、新制度施行後5年間の移行期間は、特例民法法人として存続できますが、この間に、一般社団法人・一般財団法人に移行するか、新たな公益社団法人・公益財団法人に移行するかを選択する必要があります。</p> <p>経営の自立化のために広域化は有効な手段と考えておりますが、各サービスセンターの公益法人制度改革における方向性を見極めながら、必要な調整及び助言指導を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>＜福祉部 障害者福祉課＞</p> <p>障害者自立支援法に基づく給付は、主に自立支援給付と地域生活支援事業に分かれています。</p> <p>自立支援給付は特別対策や緊急対策により利用者負担の軽減策が行われております。この実施状況を踏まえて、利用者負担の在り方を十分検討し、サービスニーズの高い利用者が円滑に利用できる制度とするよう国に要望しました。</p> <p>障害者自立支援法施行後3年目の法見直しにより、改正法案が国会に提出される予定ですが、利用者負担については、利用者の負担能力に応じた負担（応能負担）に変更される見込みとなっています。</p> <p>地域生活支援事業は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に実施するものとなっております。ニーズに応じ実施内容や利用</p>	<p>△－B</p> <p>国に対する要望や関東知事会での提案など、これまでの実績には一定の評価はするものの、今後の取り組みでは市町村に対する情報提供にとどまっていることから、状況を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>る様々な支援策が計画されているが、それら支援策を実施する際には、各市町村に対し十分な情報提供を行うなど、県として能動的な対応が必要と考える。</p> <p>2. 地域医療の充実と医師不足等の解消に向けて以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 県の医療対策協議会の役割を強化し、地域医療体制の充実をはかるため、各医療圏における中核病院を設定し、周辺の開業医や診療所等との連携体制を早期に構築すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>現在、全国的に救急医療や産科・小児科医療体制の減少、医師・看護師等の不足など深刻な問題となっている。医師・看護師の絶対数の不足は埼玉県においても例外ではない。平成16年の厚生労働省統計資料によると埼玉県内の人口10万人に対する医師数は134.2人であり全国最下位。また、同じく看護師数は373.1人であり全国最下位となっている。背景としては、大学医局が従来担ってきた地域への医師紹介の機能が低下してきたことや、夜間・休日における患者の集中、病院勤務医の過重労働、さらには医療に関わる紛争の増加に対する懸念などが要因と言われている。これまで抑制方針を堅持してきた厚生労働省も医師不足解消のため医学部</p>	<p>者負担も含めてその内容を地域で検討するものとなっております。</p> <p>事業者の経営基盤の強化については、緊急措置により平成20年4月からは通所事業の報酬が約4.6%引き上げられております。</p> <p>昨年春の関東知事会で本県が提案し、福祉人材の確保を含め事業者の経営実態に配慮した措置を国に要望しましたが、平成21年4月からは報酬単価が平均でプラス5.1%改定されます。</p> <p>地域生活支援事業費補助金の国予算が400億円から440億円に増額されますがまだ不十分のため、市町村が地域の実情に応じて必要な事業を実施するのに十分な国庫補助金が交付されるよう国に要望していきます。</p> <p>引き続き必要な事項を国へ要望していくとともに、会議等の場を通じ障害者自立支援法の改正情報等必要な情報を市町村に対し提供していきます。</p> <p><保健医療部 医療整備課></p> <p>現在、地域のかかりつけ医を支援する中核的医療機関として6医療圏に10か所の地域医療支援病院が整備されているところです。</p> <p>また、小児科や産科など特定診療科を掲げる中核的医療機関においては、休日や夜間に比較的軽症な患者が集中することにより、勤務医の疲弊が問題となっています。</p> <p>そこで、病院勤務医が重症患者の診療や高度医療の提供など本来業務に専念できるよう、地域の開業医が中核的医療機関において休日や夜間の軽症患者の診療を担当する「開業医による拠点病院支援事業」を実施し、地域の開業医と中核的医療機関の新たな連携体制を整備したところです。</p> <p>今年度は、志木市立市民病院の小児科及び埼玉医科大学病院の小児科を地域の開業医が支援する取組を実施しており、勤務医の負担軽減など一定の効果が表れています。</p> <p>平成21年度においては、従来の2地区に加えて新たに2地区で事業を開始します。今後、当該事業を県内各地で展開することにより、地域医療体制の充実を図っていきます</p>	<p>(1) ○-A</p> <p>これまでに地域の開業医と中核的医療機関との連携体制が構築されており、今後も地域医療体制の充実に向けた施策が展開されることから十分に評価できる。しかし、一方で埼玉県は人口に対する医師数が全国一低く、地域医療体制の構築は喫緊の課題せあることから、展開のスピードアップを望む。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>の定員増など施策を打ち出したが、実際に医師が増えるには10年はかかることから、国の施策を受けつつ、県レベルでの早急な取り組みが求められている。そこで当面の施策として以下の3点が有効であると考えます。</p> <p>(1) 県内の一定のエリア(医療圏)を設定し、エリア内の中核病院を中心とし、開業医・診療所との連携による地域医療体制を構築する。</p> <p>◆地方の好事例</p> <p>長野県飯田では、行政や医療関係者で「産科問題懇談会」(会長：南信州広域連合長)を設置。飯田市立病院を拠点病院とし、分娩可能な診療所と妊婦検診を担当する医療機関とで独自の共通カルテによる情報共有をはかり、各医療機関が連携してお産に対応する「産科セミオープンシステム」を導入。運営主体を超えた医師派遣を行っており、参加医師不足地域のモデルとなっている。</p> <p>(2) 地域の医師および看護師等の不足を解消するため、潜在医師・看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務形態が導入可能となるような施策を構築するとともに、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(2) 医師不足の要因とも言われている勤務の過酷さから敬遠されがちな、産科・小児科・緊急医療などの病院勤務医の労働環境を改善し、重点的に支援することが必要である。特に産科・小児科に多い女性医師が結婚や出産によって病院をやめることが多いことから、民間企業と同様に短時間勤務制度を適用し、夜勤や泊まり勤務を無くすことなどワーク・ライフ・バランスの観点からも働き続けられる職場環境づくりを行う必要があると考えます。</p> <p>◆地方の好事例</p>	<p><保健医療部 医療整備課></p> <p>厚生労働省が6月に策定した「安心と希望の医療確保ビジョン」では、近年増加傾向にある女性医師の離職防止、出産・育児等と勤務との両立を安心して行うことができる環境整備は、医師確保対策の最重要課題であるとしています。</p> <p>そこで、平成21年度においては、女性医師の継続的な就業と産休や育休後のスムーズな復職を実現するために「女性医師就業支援対策事業」を実施いたします。</p> <p>具体的な取組としては、相談窓口の設置や復職支援研修の実施、短時間勤務制度など柔軟な勤務体制を採用する病院に対する補助など、女性医師が働きやすい職場環境の整備等を行います。</p> <p>また、本県には、看護師資格を持ちながら就業していない、いわゆる潜在看護師が33,000人おり、その活用が課題となっています。</p> <p>そこで、県では、潜在看護師の再就業を支援するため、平成18年度から、ブランク解消のための実技研修や、デパート及び県又は市で行う各種イベント会場で巡回就職相談を行っています。</p>	<p>(2) ○-A</p> <p>平成21年度に「女性医師就業支援対策事業」が計画されており、女性医師の職場環境改善が図られる。また、潜在看護師の再就職のための支援策も実施されている。さらに財政面での支援も21年度には実施予定であり、評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>① 大阪市福島区の大阪厚生年金病院では、女性医師を募集するために「午前10時～午後4時までの6時間勤務、残業・当直一切なし、昇進や賞与にも影響せず。」という制度を構築した。この制度が好評で全国から女性医師が集まるようになった。</p> <p>② 静岡県では看護師不足の解消に向けて、静岡県看護協会と連携した潜在看護師再就業支援事業として「病院派遣型再就業研修」を実施している。受講者の家庭事情や技能・経験等に配慮した研修制度であり、職場復帰を目指す潜在看護師の関心も高く、病院からも好評を得ている。具体的には、i. 個人単位で随時受講が可能、ii. 受講者が希望する最寄の研修協力病院で研修が受けられる、iii. 時期や会場の制約がない、iv. 短期コースと熟練コースから期間を選択できる、v. 実務主体の実践的なカリキュラム・・・といった特徴がある。</p> <p>(3) 医師不足解消に向けた当面の施策として、医師の過重労働軽減のため医師以外の医療スタッフ(コ・メディカル)の配置基準の設定と、適正配置を進めること。そのために、各医療機関に対する財源を含めた支援を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(3) 医師不足による医師の過重労働は深刻な状況であり、医療ミスを防止する観点からも早急な対策が必要である。その一つとして複数の医師・医療スタッフ(コ・メディカル)による「チーム医療」体制を構築し、医師の直接的な医療行為以外の稼動を医療スタッフに任せることにより、医師の稼動を軽減させることが可能になると考える。</p> <p>3. 後期高齢者医療制度の廃止を国に対し働きかけるとともに、緊急対策として「埼玉県後期高齢者医療広域連合」</p>	<p>本年度は実技研修を20病院、巡回就職相談を5か所で行いました。</p> <p>さらに、看護師の離職を防止するため、キャリアアップ研修の支援や職員の生活プランに沿った勤務表の作成など、他の模範となる取組を行う病院に対して補助しています。</p> <p>この他、病院内保育を行う病院に対し運営費を助成しており、21年度は助成額を増額するとともに借り上げにより保育施設を設置する病院への新規助成を行います。</p> <p>また、ふるさと雇用再生特別交付金を活用して、新たに「看護師職場復帰支援事業」を実施し、潜在看護師の職場復帰を促進します。</p> <p>今後とも様々な施策を通じて、医師及び看護師不足の解消に努めてまいります。</p> <p><保健医療部 医療整備課></p> <p>医師を含む医療スタッフの配置基準については、医療法における人員配置として一定の人員確保が求められています。</p> <p>また国からは、近年の病院勤務医の厳しい勤務環境を改善するため、平成19年末に医療関係職との役割分担による医師業務の軽減を推進する旨の通知が出され、各医療機関へ周知しました。</p> <p>人員配置基準の設定や適正配置の指導は全国共通のものであり国が統一した指導を行うべきものであると考えます。</p> <p>財源支援については平成20年の診療報酬改定の中で、病院勤務医の負担軽減を評価する診療報酬が新たに設定されましたので、県としては社会保険事務局などと連携して取扱いの趣旨を広く周知し、医師の過重労働軽減に努めてまいります。</p> <p><保健医療部 国保医療課></p> <p>後期高齢者医療制度は、少子高齢化が急速に進展する中、国民皆</p>	<p>(3) ×-B</p> <p>各医療機関への周知等、県としての役割は実施されているものの、医療スタッフの配置基準の指導は国が行うべきものとの回答であり、切り口を変えて再検討が必要ではないか。</p> <p>○-B</p> <p>国の制度見直しに伴</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>および市町村と連携をはかり、後期高齢者医療制度の保険料負担の実態を正確に把握した上で、新たな保険料負担によって被保険者の生活に著しい悪影響が及ぼされることのないよう、必要な支援策を早急に講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>2008年4月から施行された後期高齢者医療制度は、施行前から高齢者が十分な医療を受けにくくなるのではないかと懸念が各方面からあったが、保険料を年金から天引きすることによる混乱も生じ、政府与党内部からも見直しの声があがっている。2006年に与党の強行採決により成立したもので、世界でも類を見ない高齢者を年齢により差別し、低所得者は保険料を一年間滞納すれば保険証が取り上げられるなど欠陥の多い制度である。このことから、県としても後期高齢者医療制度の廃止を国に対して働きかけるべきと考える。</p> <p>しかし、制度が廃止となるまではかなりの期間を要することから、それまでの当面の緊急対策として制度を運営する「埼玉県後期高齢者医療広域連合」および市町村との連携が重要である。具体的には市町村単位で被保険者である高齢者の保険料負担実態を調査し、医療費抑制ありきではなく、真に高齢者が平等に医療を受けられるよう「埼玉県後期高齢者医療広域連合」および市町村に対し、適切な指導を行うとともに財政的支援を行う必要があると考える。</p>	<p>保険制度を将来にわたって持続可能なものとし、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、平成18年の医療制度改革により創設されたものです。</p> <p>今後、高齢者の医療費の急激な増大が予想される一方、医療保険を支えるいわゆる若年人口は少なくなっていますので、高齢者にも応分の負担をしていただくこととなったものです。</p> <p>このような趣旨に鑑み、県として後期高齢者医療制度の廃止を求めることは難しく、まずは制度を着実に実施して、高齢者が安心して医療を受けられるような体制を整えていくことが重要であると考えます。</p> <p>また、後期高齢者医療制度が着実に運営されるためには、実施者である広域連合と、住民の窓口である市町村との連携が非常に重要となります。</p> <p>そのため、県では市町村からヒアリングを行い、改善点を探るなど両者の橋渡し役として必要な助言を実施して連携の強化に努めています。</p> <p>国による低所得者への保険料軽減等が実施されたこと、県がこの制度に対して平成20年度当初予算で約350億円の財政支援を行っていることなど、制度の課題と対応策を考慮しながら真に効果的な軽減策としての財政支援策を課題としていきます。</p>	<p>い県独自の財政支援が行われている。また、県として広域連合と市町村に対し、適正な指導や連携が図られており、大いに評価できる。</p> <p>制度そのものの廃止を国に要請することは県の立場では難しいとの判断は理解する。</p>
<p>IV. 交通政策</p> <p>1. 高齢者・障がい者等を含む全ての人が安全・快適に利用できる交通の提供に向けて、県で設置した「埼玉県生活交通確保対策協議会」の構成員に利用者代表を加えること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>国の規制緩和政策に伴い、不採算のバス路線が廃止さ</p>	<p><企画財政部 交通政策課></p> <p>平成14年2月の道路運送法改正に基づく乗合バスの規制緩和により、乗合バス事業への参入、退出が自由化されました。</p> <p>これにより、バス利用の需要が見込まれる地域では、自由競争によるバス利用者へのサービス向上が期待される一方で、採算の取れない路線では、休廃止が進むなど、地域の生活交通が失われること</p>	<p>△-B</p> <p>協議会の運営等については十分に評価できるものの、構成員に利用者代表を加えることに対する回答は必要に応</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>れるなど、生活における移動手段の確保が困難になっている地域もあることから、特に高齢者や障がい者が市民生活に必要な交通路線の維持・確保のために、県として各市町村に対し、指導するとともに必要に応じた財政的支援を県として検討すべきである。</p> <p>規制緩和の地域における生活交通の確保を図るため県に設置されている「埼玉県生活交通確保対策協議会」は、市町村・事業者・国・県を構成員となっている。しかし、生活交通の実態を把握し、県民が理解しうる結論を導き出すためにも、対象地域で実際に生活している代表者を構成員に加え、利用者の声を反映させることが必要と考える。</p> <p>2. 環境負荷の小さい円滑な交通体系の構築に向けて以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 公共交通機関を中心にした交通体系を整備すること。また、パーク・アンド・ライド等の交通需要管理施策を推進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(1) 自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き駐車させた後、電車やバス等の公共交通機関を利用して都心部の目的地まで向かう「パーク・アンド・ライド」を採用することにより、都心部の交通環境の悪化を防ぐとともに交通量自体が減少するため、渋滞の緩和だけでなく排気ガスによる大気汚染の軽減、二酸化炭素排出量の軽減といった効果も期待できる。</p> <p>また、このシステムは都市部だけではなく、観光地や大型施設等にも有効なものである。</p>	<p>も懸念されました。</p> <p>このため、県では、国の通知を踏まえ、規制緩和後の地域の生活交通の確保を図るため、国、県、市町村、事業者を構成員とする「埼玉県生活交通確保対策地域協議会」を設立し、地域の生活交通として維持すべきバス路線の確保策を協議するとともに、同協議会の協議結果に基づき確保方策を講じる市町村に対し、財政的支援として、運行費の一部を補助しています。</p> <p>同協議会での協議対象となるバス路線は、事業者からの休廃止意向に基づき、当該バス路線の存する関係市町村が、生活路線として維持する必要があると判断したものです。</p> <p>県として、関係市町村の判断に当たっては、地域の実態を踏まえ、事業の効率性や利用者の利益の保護などを総合的に勘案する中で、利用者の声を十分に反映させるため、必要に応じて、利用者である住民等の声を聴取することを求めています。</p> <p><企画財政部 交通政策課></p> <p>県では、これまで、誰もが移動しやすい交通体系を構築するため、国の運輸政策審議会の答申なども踏まえて、鉄道などの公共交通基盤の整備を進めるとともに、自動車の効率的利用やバス・鉄道などの公共交通機関への利用転換などを進めることにより、交通混雑の緩和を図り環境の改善や地域の活性化を目指す「交通需要マネジメント」の取組を促進しています。</p> <p>パーク・アンド・ライドの主な取組としては、秩父羊山公園の芝桜開花期におけるマイカーによる来園者の増加に伴う交通渋滞の緩和を図るため、鉄道の利用促進、パーク・アンド・バスライド等の交通対策プログラムを、秩父市が中心となり、平成16年度から実施しています。</p> <p>県としても、この取組に対して関係機関とともに支援を行っており、期間中の交通渋滞が大幅に緩和されるなど、大きな成果を得ています。</p> <p>パーク・アンド・ライド等を含む交通需要施策については、地域</p>	<p>じて住民等の声を聴取するにとどまっており、切り口を変えての再検討が必要と考える。</p> <p>(1) ○ーA</p> <p>既に「交通需要マネジメント」として交通需要管理施策が取り組まれていること、および主体は市町村であるが一部地域でパーク・アンド・ライドの取り組みが実施されており、県としても引き続き市町村に対し支援を行う計画もあり十分評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 駐車場・駐輪場・タクシー乗り場の整備、違法駐車防止条例・荷捌施設整備条例の制定を促進すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(2)「パーク・アンド・ライド」の実現のためには、公共交通機関に設けた駐車場の大型化や駐車料金の最大料金の設定等が必要となる。また、その周辺の交通をスムーズにするためには、違法駐車をなくすとともに宅配業者等の荷捌きスペースの確保等が必要なことから違法駐車防止および荷捌施設整備について条例の制定が必要と考える。</p> <p>◆地方の好事例</p> <p>① 札幌市は市営地下鉄の駅（主に郊外）にパーク・アンド・ライド駐車場を民間と共同で設置している。</p> <p>② 金沢駅で、パークアンドレールを実施。金沢駅西口時計駐車場とJR金沢駅との共同企画で駐車料金の大幅割引がある。1500台収容24時間営業8階建自走式立体駐車場。</p> <p>V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策</p> <p>1. 京都議定書第一約束期間の開始に際して、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量6%削減必達に向けて、年度毎に具体的な目標を設定・管理し、実効を挙げること。</p> <p><要請の根拠></p>	<p>の実情に精通した市町村が主体となって、道路管理者、公安委員会、交通事業者等の民間などの関係者が連携し推進していく必要があると考えています。</p> <p>このため、県としても引き続き、県内各市町村に対して、交通策の必要性や効果などの情報提供に努めるとともに、必要な支援を行ってまいります。</p> <p><都市整備部 都市計画課></p> <p>駐車場・駐輪場の整備は、市町村が、民間の駐車場・駐輪場の設置状況を踏まえ必要に応じ整備しています。また、駅前広場内のタクシー乗り場の整備についても、市町村が行う駅前広場の整備の中で、都市の交通事情により必要なタクシー乗り場を確保しています。</p> <p>県としては、これらの施設の計画策定や整備の制度の活用について市町村に対して指導・助言を行っております。</p> <p>なお、荷捌施設整備条例の制定については、その目的により内容が異なると思われませんが、それぞれの都市の実情に応じて市町村が取り組むものと考えております。</p> <p><環境部 温暖化対策課></p> <p>京都議定書では、2008年から2012年までに1990年比で温室効果ガスの排出量を6%削減するという目標を示しています</p>	<p>(2) ×-B</p> <p>取り組みの主体が市町村となることから、県としては指導・助言にとどまってしまう。切り口を変えて再検討が必要と考える。</p> <p>(1) ○-B</p> <p>「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション20</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>第一約束期間（2008～2012年）の開始に際して、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減に向けた諸施策の確実な推進と着実な実効を挙げるためには、第一約束期間の5カ年計画を策定し、年度毎に削減を具現化する必要がある。</p> <p>また、2013年以降も安定的に継続できる施策の推進が必要であり、そのためには、企業や諸施設・学校等でエネルギー消費量および二酸化炭素排出量をゼロにすることはできないため、省エネに止まらず県内の山林資源を活かした自ら二酸化炭素の削減可能な緑化の推進が求められている。</p> <p>（2）2013年以降の温室効果ガス規制の内容・あり方について計画を検討し、八都県市ひいては全国の都道府県において先進的・主導的な役割を発揮すること。</p>	<p>。この目標を達成するために、国では京都議定書目標達成計画を策定し、平成20年3月に全面改定を行ったところです。</p> <p>県では、このたび、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」を策定しました。この中では、2020年における本県の温室効果ガス排出量を2005年比25%削減する」という目標を掲げています。</p> <p>この目標の達成過程で、これまでの埼玉県地球温暖化対策地域推進計画で定められた、2010年度までに温室効果ガス排出量を1990年比6%削減するという目標の達成を目指していきます。</p> <p>計画の実効性を上げるために、平成21年度予算に太陽光発電の飛躍的な普及拡大のための補助制度の創設などの所要経費を計上しました。また、平成21年度2月定例県議会では「埼玉県地球温暖化対策推進条例」が可決成立し、事業活動における地球温暖化対策や、建築物の環境配慮、自動車使用対策など、条例を根拠とした具体的な施策も進めていきます。</p> <p>計画に掲げた目標を地域総ぐるみで実現していくために、毎年、温室効果ガスの排出状況や計画の達成状況などの現状を把握し県民に広く公表するとともに、必要に応じ新たな施策の追加等を行うなど、「計画－実行－評価－改善」を実施します。</p> <p>なお、埼玉県環境基本計画の中では、2010年度までに、エコアップ宣言を1,000事業者で行うことや、エコライフDAY参加者を70万人に増やすことなどの具体的な目標を設定し、これまで着実な成果を上げています。</p> <p>今後とも、具体的な目標をもとに進行管理を行い、具体的な成果を上げてまいります。</p> <p><環境部 温暖化対策課></p> <p>京都議定書第一約束期間が終了する2013年以降の世界における温室効果ガス削減の内容やあり方は、現在、各国間で真剣な議論が交わされており、2009年末にコペンハーゲンで開催される第16回条約締結国会議（COP15）で決せられることが国際的に決ま</p>	<p>50（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の策定を評価。実効を見極めた。</p> <p>（2）○－B</p> <p>本年2月定例県議会において可決成立した地球温暖化対策推進条例は全国で8番目と早く、特に八都県市におい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) 消費者意識の向上および環境教育の観点からも、県有林（県民の森など）において、区画を企業・学校等</p>	<p>っております。</p> <p>地球温暖化は今や「待ったなし」の問題であり、産業、業務、交通・運輸、家庭など各部門において、地域総ぐるみで取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>そこで、このほど「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」を策定しました。</p> <p>計画の中には、これまで取り組んできた事業部門の環境負荷低減計画書制度の対象を、チェーン展開している事業者に拡大することを盛り込みました。</p> <p>また、自動車対策についても、従前の事業者対策に加えて、通勤用に自動車を多数使用している事業者、大規模集客施設などに対しても、環境配慮の計画の提出を求めることとしています。</p> <p>更に、大規模建築物への環境配慮計画を求めることや優良建物への顕彰制度を検討します。</p> <p>家庭部門でも、省エネ家電の普及促進やエコポイントの付与などCO2削減に向けたインセンティブの付与の検討などを行います。</p> <p>このような取組を地域総ぐるみで進めていくために、平成21年2月定例県議会において埼玉県地球温暖化対策推進条例が可決成立しました。</p> <p>また、首都圏の二酸化炭素の排出状況についてみると、産業系の排出が多い千葉県や神奈川県と、業務系の排出が多い東京都とに大別されますが、首都圏の排出する温室効果ガスは日本全体の約2割を占めています。</p> <p>このため、八都県市首脳会議に設置した「地球温暖化対策特別部会」を活用して優れた取組を広域的に実施してまいります。</p> <p>特に、本県は首都圏にあって産業系、業務系の排出量が占める割合が全国平均と同様になっており、全国のモデルケースになりうるものと存じます。</p> <p>今後も、首都圏全体での取組を積極的に主導し、全国へと発信してまいりたいと存じます。</p> <p><農林部 森づくり課> 「県民の森」等豊かな自然を有する県有林については、森林レク</p>	<p>ては特化した条例は初であり評価する。実効を含めた今後の進捗状況を見極めたい。</p> <p>(3) ○-A レクリエーションや</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>に貸与し、植樹から下刈り・枝打ち等、森林の育成を含めた緑化活動ができる支援施策の推進をはかること。</p> <p>2. 安全・安心な食材の確保に向けて、食品偽装等の未然防止と早期指導・早期解決を図るべく食品に関する総合消費生活支援を行う横断的な組織を確立すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>国会では「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」が閣議決定された。この中で「国民目線の消費者行政の強化充実は、地方自治そのものである。消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことは、地方分権の下で、地方自治が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、『官』主導の社会から『国民が主役の</p>	<p>リエーションの場の提供と森林・林業等に対する理解を深めることを目的に、県民参加による森林教育や森林体験活動の場として、活用を図ってまいりました。</p> <p>例えば、県有林である「越生ふれあいの里山」では、企業や森林ボランティア等と森林づくりの協定を結び、植樹や間伐等を体験できるよう支援を行っております。</p> <p>また、地元小学生が森林教育を体験できるよう支援してまいったり、県民が森林体験活動をとおして、森林・林業に対する理解を深めることを目的としたバスツアーを実施するなど、県内各地の県有林の活用を図ってまいりました。</p> <p>県では、本年度から彩の国みどりの基金を活用した森づくりに取り組んでおります。この基金を活用し、県民や企業が森林ボランティア活動に参加しやすい環境の整備を図ってまいります。</p> <p>県有林等においては、森林づくりに参加する企業・団体を増やすとともに、森林ボランティア活動拠点の整備や、楽しみながらボランティア活動ができる仕組みづくりなどに取り組んでまいります。</p> <p>また、森林の種類や林内歩道等、各県有林の特徴を生かした森林体験プログラムを作成し、地元の小・中学生が森林・林業学習を安全に楽しく体験できるよう、支援内容の充実を図ってまいります。</p> <p>こうした施策を積極的に推進し、県有林において企業や学校等が、森林の育成を含めた緑化活動ができるよう図ってまいります。</p> <p>＜保健医療部 食品安全課＞</p> <p>本県では、食品安全局長を設置し、食の安全・安心に関して、すでに一元的な対応を行っています。</p> <p>一元的な安全・安心体制を図るため、食品安全局長をトップに消費や県警など関係部局で構成する全庁的な組織として「食の安全推進会議」を設置しております。</p> <p>また、食の安全安心の確保に関し、県民の意見を県の施策に反映させることや意見交換を通じて消費者や生産者などの相互理解を深める場として「埼玉県食の安全県民会議」を設置しております。</p> <p>今後とも、国の消費者庁をめぐる組織再編や法律改正等の動向も見極めながら、適切に対応していきます。</p>	<p>体験に止まらず、団体が責任を持った緑化活動の定着が必須である。</p> <p>しかし、県の前向きな対応を評価し完結とする。</p> <p>△－B</p> <p>食の安全と消費者との接点および窓口の一元化にできていない。</p> <p>国の消費者庁および法律改正等の動向も見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>社会』へと転換していくことでもある」と記されている。</p> <p>食品偽装問題が後を絶たず、県民は食品に対する不安感が増大している。特に食品に関わる消費者庁（仮称）の機能を持った部局の設置が求められている。例えば、現在の食品安全局に今年度新設された県民生活部の機能を付加し、消費者と行政が双方向の情報を共有した総合的な食品安全施策の推進が必要である。</p> <p>3. フード・マイレージの少ない農畜産物の消費拡大で、地産地消および自給自足の促進と環境負荷の低減をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>食糧自給率の低下だけではなく、家畜の飼料や農作物の肥料も輸入依存しており、食糧全体で生産と消費の関係を改善する必要がある。</p> <p>また、供給熱量と消費熱量の差も拡大し、廃棄される食品は輸入等の輸送時と焼却処理時に重複した二酸化炭素の排出となっている。環境負荷を増大させているため、省食の推進も課題提起されている。</p> <p>例えば、県内産の農畜産物で飼料・肥料も県内産を使用している場合を最高格付けにするなど、消費者へ表示等でPRする。</p> <p>このように農畜産物を無駄なく、地域での循環を拡大していく取り組みが必要である。</p> <p>4. 大規模自然災害時に秩父地域の山間部を中心とした孤立難民救済の対策を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>秩父直下型地震を想定した場合、秩父地域は山間に集落が点在し、岩手・宮城内陸地震と同様の災害が危惧される。</p> <p>長瀨や三峰など観光地もあり、安否確認方法を含めた救済方法の確立も求められている。また、現在、秩父地</p>	<p><農林部 流通販売課></p> <p>地域で生産されたものを地域で消費する地産地消を推進するため、これまで、農産物直売所や県産農産物サポート店、量販店の地場産コーナーを増やすなど、県民の皆様がいつでもどこでも埼玉産農畜産物を手に入れられるような仕組みづくりを行ってきました。</p> <p>地産地消は、生産者から消費者までの距離が近いことから、輸送に伴う環境負荷の低減に役立つと考えられています。</p> <p>このため、「近いが うまい 埼玉産」を新たな合い言葉にするなど、地産地消の推進にあたってフード・マイレージの考え方を取り入れたPRを実施し、県産農産物の消費拡大を図ってまいります。</p> <p><危機管理防災部 消防防災課></p> <p>本県では平成17年度に、孤立する可能性がある集落（集落へのアクセス道路が全て「土砂災害危険箇所」に隣接している地区）の調査を実施しています。</p> <p>その結果、秩父地域では49の集落が対象となりました。この調査結果に基づき地元の消防本部と調整の上、各孤立集落に対して災害時に捜索や救助の緊急離着陸場になる「ヘリコプター活動拠点」を定めています。</p>	<p>○—B</p> <p>趣旨は理解されているが、具体策が提示されていないため対応を見極めたい。</p> <p>×—B</p> <p>集落に限らず、地理的に秩父市自体が孤立化する可能性がある。</p> <p>芝桜や秩父夜祭など観光客が多数訪れている時の危機管理に課題が残る。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>域のヘリポートは25箇所整備されているが、道路の寸断等により、防災計画が正常に機能するか懸念されるため、多様な角度からシミュレーションを行なう必要がある。</p> <p>VI. 教育政策</p> <p>1. いじめ・不登校等を防止し、児童生徒一人ひとりを大切にした教育を推進するため、スクールカウンセラーの配置体制の整備・効果的活用に努めるとともに、相談時間・日数の増加により、教育相談体制の充実をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であったり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。また、学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。</p> <p>スクールカウンセラーが相談にあたる児童生徒の相談内容は、不登校に関するものが最も多いが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等多岐にわたっている。さらに近年は、発達障害、精神疾患、リストカット等の自傷やその他の問題行動など、ますます多様な相談に対応する必要性が生じており、今や学校における相談体制において、スクールカウンセラーは不可欠な存在となっ</p>	<p>また、食糧や毛布などの生活用品などを、ヘリポートを整備した県内5か所の防災基地等に備蓄し、災害時には防災ヘリコプター等により、救援物資を輸送できる体制を整備しています。</p> <p><教育局 生徒指導室></p> <p>いじめ・不登校等の減少を図るための教育相談体制の整備・充実については、スクールカウンセラーの配置をはじめ、市町村が配置する相談員への助成、スクールソーシャルワーカーの配置等、総合的な対策の中で推進しているところです。</p> <p>親や教師とは異なる立場で、臨床心理に関する専門性をもつスクールカウンセラーが、児童生徒・保護者・教職員・相談員等の相談に応じることは、いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に大いに役立つことと考えています。</p> <p>本県においては、県内の全ての公立中学校並びに一部の小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える問題の解決に努めているところです。</p> <p>限られた予算の中で、スクールカウンセラーの相談時間・日数の増加による教育相談体制の充実を図るために、一部の中学校にスクールカウンセラーの重点的な配置を行います。</p>	<p>また、山間部における風の変化（斜面風）や火災風などヘリコプターの機能的な問題も考慮する必要があり、総合的に新たな切り口で要請を再検討する。</p> <p>△－B</p> <p>スクールカウンセラーの派遣状況を考えると、一部の中学校にスクールカウンセラーを重点的に配置するだけでは、教育相談体制の充実のための施策としては不十分である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>ている。</p> <p>一方で、スクールカウンセラーの拡大に伴い、スクールカウンセラーの資質や経験に違いがみられ、また、児童生徒の相談内容が多岐にわたる中で、その資質の向上やマネジメントをどのようにはかかっていくかが課題となっている。さらに、スクールカウンセラー1人あたりの派遣校が2校兼務から3校兼務に変更され、年間1校あたり15回、概ね3週間に1回の派遣となった。これでは、児童生徒・教職員・保護者との信頼関係を構築することは難しく、学校の様子や児童生徒の様子が相談日には変化しており、適切かつ迅速な対応が難しくなっている。あわせて、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題も生じており、教育相談体制の充実が求められている。</p> <p>2. 学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に、教員の恒常的多忙の解消に取り組むために、埼玉県版「教員勤務実態調査」を実施し、その調査結果にもとづく具体的施策を構築し、その実行を期すこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>昨年5月に公表された「教員勤務実態調査」結果により、教員の恒常的な多忙が問題視され、県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、学校における事務の簡素化や効率化等による負担軽減や見直しをはかってきたが、抜本的な対策とはなっていない。</p> <p>教員が心身共に健康で、意欲を持って教育活動に取り組み、また、児童生徒と向き合う時間をできるだけ多く確保して行くためには、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙解消に向けた取り組みを積極的に進めなければならない、その具体的施策の検討には、県内の全教員を対象に「勤務実態調査」を実施し、実態を把握することが必要である。</p>	<p><教育局 小中学校人事課></p> <p>平成18年度に文部科学省が実施し、昨年3月に公表された「小中学校教員勤務実態調査」は、全国の公立小中学校から抽出した2,160校の約50,000人を対象として行われたものである。</p> <p>この結果から、教員の残業時間、持帰り時間などの実態が示された。埼玉県における教員の勤務実態は、文科省の調査報告書からおおむね同様であると推察できる。県独自の調査を実施することは、新たな負担増を生み出すことにもなることから実施は考えていない。</p> <p>教員の多忙化を解消するために、事務の簡素化や効率化を図る観点から、学校における事務の負担軽減や見直しを図ることが重要と考える。</p> <p>具体策としては、現在、教育局内に「学校における多忙化解消検討委員会」を設置し、以下のように取り組んでいる。</p> <p>①県教育委員会が主体となって、小・中学校等へ依頼する調査、照会等の縮減を図ること。</p> <p>②県が開催する小・中学校教職員を対象とした会議や研修の回数、時間等の精選を図ること。</p> <p>③調査研究（モデル校）事業の在り方を見直すこと。</p>	<p>×－B</p> <p>教員の恒常的多忙の解消策として取り組んでいる内容は、昨年の県回答とほぼ同様であり、根本的な解決策とはなっていない。県内教員の実態を把握し、調査結果にもとづく具体的施策を構築すべきである。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. 子どもが自発的、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書資料や設備の充実をはかること。あわせて、専任の学校図書館司書を採用し、学校図書館の運営に関する人材の充実をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>本年4月21日文科部科学省は、「学校図書館の現状に関する調査」ならびに「学校図書館図書関係予算措置状況調べ」の結果を公表し、学校図書館に使われる予算が少ない、十分な図書が備えられていない等の内容を報告した。公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」が定められているが、「学校図書館の現状に関する調査」によると、平成18年度末現在で、この標準を達成している小学校は、全国42.0%に対し埼玉県は33.5%、中学校では全国37.2%に対し埼玉県は28.8%と大きく全国平均を下回っている。学校図書の購入費は、地方交付税として各自治体に配分されており、交付税は使途が限定されていないため、財政難の自治体は他の事業に図書購入予算を廻してしまうケースも多い。無論、立派な図書をそろえたからといって、子どもが実際に手に取らなければ何にもならず、標準どおりの冊数があるからといって、古い本ばかりでは、手に取る気にはなりにくい。</p> <p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条（基本理念）では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で</p>	<p>また、市町村教育委員会に対しても、市町村が主体となって実施している調査照会及び会議等について見直し、学校における負担軽減が図られるよう、機会あるごとに働きかけている。</p> <p>県教育委員会としては、引き続き市町村教育委員会と連携し、学校における教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保が図れるよう努めてまいりたいと考えている。</p> <p><教育局 義務教育指導課></p> <p>市町村に対しては、市町村教育委員会指導主事事務主管課長会議等の会議において、学校図書館の蔵書の整備や、環境の整備、一斉読書等の読書活動の推進について働きかけていきます。</p> <p>また、「学校図書館図書標準」達成に向けて、市町村教育委員会指導主事事務主管課長会議、全県指導主事研究協議会等の会議におきまして、全県の市町村教育委員会に、趣旨を説明し、予算化の促進について働きかけていきます。</p> <p>さらに、各市町村教育委員会に対して、「学校図書館図書標準」の達成に向けての計画作成を依頼し、学校図書館の整備に向けて働きかけていきます。</p> <p><教育局 小中学校人事課></p> <p>公立義務教育諸学校につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、職種毎の定数を定め、配置を行っています。学校図書館司書については、法律上、規定されておらず、採用は行っていません。</p>	<p>△－B</p> <p>学校図書館の図書資料や設備の充実についての回答は、一定の評価ができるが、市町村教育委員会への働きかけが取り組みの主であることから、今後の進捗状況を見極めていく。なお、専任の学校図書館司書の採用については現状では無理と判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としている。</p> <p>子どもの学習環境に大きな地域間格差を生まないためにも、学校図書館の環境面ならびに人材面の充実が必要である。</p> <p>4. 子どもの学ぶ意欲を引き出すとともに、きめ細やかな指導を行うために、少人数学級、少人数授業、チーム・ティーチング等の導入を進めること。</p> <p>また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化をはかり、教員への負担軽減をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>すべての子どもに基礎学力を身につけさせることを重視し、ともに学ぶ視点を大切にしながら「つまづき」を克服し、子どもの理解度に合わせた授業を進めるためには、少人数学級、少人数授業、チーム・ティーチング等の導入は不可欠である。少人数学級のように、学級の規模を小さくすることによって、子どもたちを掌握しやすく、子どもの実態に即した柔軟な指導が可能になり、先生と子どもたちのふれあいが一層密になるという利点がある。しかし、少人数というだけで学習面の効果があるとは限らず、40人学級と同じような一斉授業をするのではなく、習熟度別授業など指導方法の工夫も必要である。</p> <p>例えば、小学校のスタート時期に、基本的な生活習慣や学習規律をしっかりと身につけることができるかどうかは、その後の学力向上に大きく影響する。そのため、まだ幼さが残り、先生との関わりを強く求めるこの時期に、学級の中に2人の先生を配置して、子ども一人一人にきめ細かく指導する。また、少人数授業は、子どもた</p>	<p><教育局 義務教育指導課></p> <p>現行及び新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領〔総則〕には、各教科等の指導に当たって、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態に応じて、個に応じた指導の充実を図ることが示されています。</p> <p>県では、個に応じた指導の一層の充実を図るため、児童生徒一人一人の能力や適性、興味・関心、考え方等、様々な特性を把握し、児童生徒が自己の特性を生かして、進んで学習内容を確実に身に付けていくことができるよう少人数指導やチーム・ティーチングなどの学習形態や指導体制等の改善充実に努めています。</p> <p>今後とも、個に応じた指導の充実を図っていきます。</p> <p><教育局 小中学校人事課></p> <p>第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画（平成5年度～12年度までの8年計画）では、学校においてチーム・ティーチング（複数教員による協力的指導）等が行われるよう、教育活動の推進に必要な教職員配置が行われた。</p> <p>また、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（平成13年～17年度までの5年計画）では、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、チーム・ティーチングに加え、習熟度別指導や教科等に応じた20人程度の指導を行うための定数改善が行われた。</p> <p>現在、埼玉県においても、小中学校合わせて約1,800人の少人数指導加配を行い、創意工夫を生かした教育課程の編成と併せて、少人数指導や習熟度別指導など、きめ細かな指導が行われている</p>	<p>△－B</p> <p>学習形態や指導体制等の改善充実に努めていることについては評価できるものの、体制強化や教員への負担軽減について、再検討が必要である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ちの状況に応じてきめ細かく授業を行うことができる。また、少人数学級のデメリットである生活集団の少人数化を、学級とは異なる少人数の学習集団の編成により補うことができる。さらに、ティーム・ティーチングでは、特定の教科で、学級の子どもの状況に応じて、例えば、主に授業を進める先生と児童生徒に個別に対応する先生が役割分担をして、子どもたちの個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導を行うことができるとされていることから導入が求められている。</p> <p>Ⅶ. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 誰もが働きがいのある仕事と充実した生活の両立が選択可能となるようなワーク・ライフ・バランス社会、それを支える政策やシステム、慣行が構築されている社会を目指し、企業や働く者、県民の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに積極的に取り組むこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>今、日本では国内外における企業間競争の激化、長期的な経済低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間も高止まりしたままである。さらに、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等、女性の社会参加が進み人々の生き方が多様化している。しかしながら、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしも変化に対応したものとはなっていない。また、職場や家庭、地域では依然として男女の固定的な役割分担意識が残っている。このような社会では結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくく、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことが難しくなっている。</p> <p>2007年12月18日、政府・労働組合・経済団体・</p>	<p>。また、平成14年度から少人数学級を導入し、小学校1・2年生については、1学級あたり35人を超える場合、中学校1年生については、38人を超える場合に少人数学級を実施できるようにした。(現行の基準は、平成17年度～)</p> <p>しかし、第7次公立義務教育諸学校教職員改善計画は平成17年度をもって完了しており、その後新たな定数改善計画は策定されていない。改訂学習指導要領への対応もあり、次期定数改善計画の策定について、国にも要望を行っているところである。</p> <p>＜福祉部 少子政策課＞</p> <p>本県やさいたま市など、共通の課題を有する首都圏の八都県市が共同して、平成19年度から「仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)推進キャンペーン」を行っています。</p> <p>今年度は新たに「八都県市ワークライフバランス共同アピール」を行うことにより、八都県市の企業や住民にワークライフバランスへの取組を呼びかけ、「社会全体の気運づくり」に取り組んでおります。</p> <p>また、企業からの希望に応じてワークライフバランスの必要性や導入のポイントなどを解説する「ワークライフバランス水先案内人(アドバイザー)」を無料で派遣している他、企業の取組の参考となるよう、先進取組事例などを掲載した「ワークライフバランス推進ハンドブック」を配布しています。</p> <p>さらに、子育て支援として保育所の整備を促進しております。</p> <p>本県では埼玉県5カ年計画に基づき平成19年度から平成23年度まで毎年2千人、計1万人の受入枠の拡大を図ることにしており、平成19年度は、新たに2,536人分を拡大したところでございます。</p> <p>あわせて、企業内保育所を設置しようとする企業に対して、整備費として1カ所500万円の補助を行っており、20年度は10件程度の採択を予定しております。</p> <p>＜産業労働部 勤労者福祉課＞</p>	<p>○ーB</p> <p>県の取り組みについては、ワーク・ライフ・バランスに関連する社会全体の気運づくりとして評価できる。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの政策やシステムについては子育て支援の方向性は出されているが、介護についての考えが示されていない。</p> <p>今後、子育て支援の進捗状況を見極めつつ、介護なども踏まえた再要請を検討する。</p> <p>子育て支援や介護支</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>自治体の代表は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に合意した。</p> <p>憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの社会の実現に向け、県・市町村は多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりに有効な施策を講じ積極的に取り組む必要がある。</p> <p>2. 配偶者やパートナーからの暴力防止及び被害者の保護に向けて以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディア</p>	<p>子育て支援については、次のような取組等を実施し、福祉部とも連携しながら、積極的に対応してまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成17年6月から「子育て応援宣言企業の登録」を実施。この登録制度は、企業のトップに従業員の子育て支援の取組を宣言してもらい、これを県に登録して、企業の実情を踏まえた仕事と子育ての両立支援に取り組んでいただくもの。平成21年2月末現在、1,998社が登録。 子育て支援に取り組もうとする企業を対象に、具体的な取組テーマごとに 学識経験者や先進企業の経営者等を講師とする「企業の子育て応援推進セミナー」を経済団体等と連携して実施。企業の実情に応じた子育て支援の取組をサポート(平成21年度：3回実施)。 仕事と家庭が両立しやすい職場づくり、働き方の見直し、男性の育児の促進、地域の子育て支援等に熱心に取り組み、他の模範となる企業を表彰する「あったか子育て企業賞」を実施。企業の子育て応援の取組への意欲を醸成。 平成18年10月に県と経済6団体で「埼玉県子育て応援共同宣言」を実施。仕事と育児が両立できる環境の整備、働き方の見直しによる仕事と生活の調和、地域における子育て支援などを、連携して取り組むことを確認し、宣言、県内に広くアピールした。現在も、県と経済団体で年2回会合を持ち、取組状況の確認を実施。 八都県市首脳会議において、当県の提案により、「仕事と家庭生活の調和」の推進に関する取組を連携して実施。首都圏の各都県や政令市が連携して取り組むことで、より効果的にワークライフバランス思想の拡大、子育てムーブメントを創出。 <p><県民生活部 男女共同参画課> 被害者の相談については、婦人相談センターDV相談室において</p>	<p>援等の政策やシステムについては、今後、進捗状況を見極めつつ再要請を検討する。</p> <p>(1) ○-B 安心して相談できる</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>を活用した積極的な広報活動を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>配偶者やパートナーからの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、特に被害者となりやすい女性の尊厳を著しく傷つけるものであるとともに、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題である。</p> <p>国においては、DVを根絶するため、必要な法整備や相談・保護・自立支援に積極的に取り組むこととし、平成19年7月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成20年1月に施行された。改正により市町村における配偶者暴力センターの設置が努力義務となった。内閣府の調査によると、平成19年度に全国の「配偶者暴力相談支援センター」によせられた相談件数は62,078件となっており、埼玉県は2,683件と全国の4%を占め、東京、千葉、神奈川、大阪、福岡に次ぐ多さとなっている。</p> <p>(1) 内閣府男女共同参画局が、平成17年11月から12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、平成16年6月に改正された「配偶者暴力防止法」についての設問で、「法律があることも、その内容も知っている」人は13.3%、「法律があることは知っているが、内容は良く知らない」人は66.2%、「法律があることも、その内容も知らなかった」という人は19.3%である。このことから、「配偶者暴力防止法」の認知度は極めて低いことが分かる。また、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」という人は29.8%で、「知らない」人は68.7%と多数を占めている。さらに、相談先では、一番相談の多かった機関は「警察」と「医療関係」となっており、「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センターや女性センター」等への相談は少なく、認知度が低いことが浮き彫りとなっている。一方で、誰にも相談しなかったと回答した人の理由とし</p>	<p>実施しているところです。また、県内10か所の福祉保健総合センターを相談支援機関と位置付け相談業務等を行っています。</p> <p>さらに、内閣府の電話による自動音声案内事業により、婦人相談センター及び県福祉保健総合センターの相談窓口をはじめ、県内市町村の相談窓口の案内を行っています。</p> <p>広報活動については、パンフレット、彩の国だより等の広報紙や県のホームページを利用して引き続き取り組んでいくとともに、人権フォーラムなどの一般県民を対象としたイベントでの啓発活動に取り組んでいきます。</p> <p>今後、市町村におけるDV相談窓口の設置や相談員に対する支援を積極的に行って行きます。</p>	<p>相談窓口ということでは評価できる。</p> <p>今後、市町村におけるDV相談窓口の設置や相談員への支援の状況などを見極めながら再要請の必要性を検討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>て、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」「そのことについて思い出したくなかった」「自分さえ我慢すればいいと思った」などの深刻な状況がある。</p> <p>配偶者やパートナーからの暴力について安心して相談できる相談機関・相談内容を積極的にPRすることが必要である。</p> <p>(2) 加害者更正プログラムを開発し実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>(2) 被害者が再び生命・身体の危険にさらされないためにも、また、加害者が暴力を克服し真に社会復帰するためにも、更正プログラムは必要である。既に、日本では、幾つかの民間団体が、アメリカのモデルを参考にアレンジを加えた独自プログラムを実施し、成果を上げていることから、公的機関においても早期に加害者更生プログラムの実施が求められる。</p>	<p><県民生活部 男女共同参画課></p> <p>国において平成16年度に地方公共団体と試行的な実施を含めた加害者更生プログラムの調査研究を行ったところですが、その有効性や効果については明確な結論は得られていません。</p> <p>国の研究結果として、①加害者の任意参加による加害者厚生プログラムの実施についての調査研究は今後とも行われるべき。②法的な義務付けを伴ったプログラムの実施の検討が望まれる。との結論が出されました。</p> <p>このため、県では、精神科医、臨床心理士、警察、行政などのDV被害者支援関係者による研究会を開催し、本県における加害者対策のあり方とその実施体制について研究を行っています。</p> <p>また、DVを防止するためには、若い頃からの意識づくりが極めて重要であることから、高校生に対しDV予防啓発を促進するための出前講座や教育指導者研修会を実施しています。</p>	<p>(2) ×-C</p> <p>国の明確な結論が出されていないので現状では無理と判断。</p> <p>今後、動向を見極める。</p>